

刈谷市次世代自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において次世代自動車の普及を図り、地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出削減に寄与するため、次世代自動車を購入する者に対し交付する刈谷市次世代自動車購入費補助金(以下「補助金」という。)に関し、刈谷市補助金等交付規則(昭和44年規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「次世代自動車」とは、別表に規定する自動車をいう。

(補助対象自動車)

第3条 補助の対象となる自動車(以下「補助対象自動車」という。)は、次世代自動車であって、超小型電気自動車以外の次世代自動車にあつては第1号から第3号までに掲げる要件に、超小型電気自動車にあつては第2号及び第4号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定により交付された補助対象自動車に係る自動車検査証(以下「車検証」という。)に自家用と記載されていること。
- (2) 市内を使用の本拠とするものであること。
- (3) 初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。)を受けるものであること。ただし、国外で運行の用に供された自動車であつて、国内に輸入されたことによつて新規登録等を受けるものを除く。
- (4) 初めて刈谷市税条例(昭和25年条例第8号)第82条第1項の規定により標識の交付を受けるものであること。ただし、他の地方公共団体において、同条に類する規定により標識の交付を受けたことがあるものを除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した者
- (2) 次に掲げる次世代自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める年月日前6月

以上引き続き市内に住所を有している者。ただし、国外からの転入者の場合は、国外転出前に市内に住所を有し、かつ、通算して6月以上市内に住所を有しているものを含むものとする。

ア 超小型電気自動車以外の次世代自動車 車検証に記載されている交付年月日（以下「車検証交付日」という。）

イ 超小型電気自動車 刈谷市税条例第82条第3項の規定により交付された証明書（以下「標識交付証明書」という。）に記載されている標識交付年月日（以下「標識交付証明書交付日」という。）

（3）市税を滞納していない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる次世代自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）燃料電池自動車 車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）と当該車両の基準額（一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程に規定する基準額）の差額に3分の2を乗じて得た額を車両本体価格から差し引いた額に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとし、50万円を限度とする。）

（2）電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 車両本体価格に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとし、30万円を限度とする。）

（3）ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車 1台につき5万円

（4）超小型電気自動車 車両本体価格に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとし、7万円を限度とする。）

（補助金の交付申請）

第6条 超小型電気自動車以外の次世代自動車に係る補助金の交付を受けようとする者にあつては車検証交付日後90日以内に、超小型電気自動車に係る補助金の交付を受けようとする者にあつては標識交付証明書交付日後90日以内に、それぞれ刈谷市次世代自動車購入費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 車検証の写し（超小型電気自動車を除く。）
- (2) 標識交付証明書の写し（超小型電気自動車に限る。）
- (3) 住民票の写し（第4条第2号ただし書に該当する場合は、戸籍の附票の写し）
- (4) 請求書（車両本体の購入経費が分かるもの）の写し
- (5) 保証書の写し（超小型電気自動車に限る。）
- (6) 市税の完納を証する納税証明書
（実績報告）

第7条 規則第10条の規定による実績報告は、前条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、同日以後に初度登録された低害車に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行し、平成14年4月1日以後に初度登録された低公害車に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車登録された低公害車に係る補助金の額は、1台につき12万円とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行し、改正後の第4条第1号の規定は、平成26年12月1日以後に新車登録された燃料電池自動車に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 第1条による改正規定及び附則第3項の規定は平成30年4月1日から、第2

条による改正規定及び次項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条による改正後の刈谷市次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定は、平成30年10月1日以後に新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けた次世代自動車に係る補助金について適用し、同日前に新規登録等された次世代自動車に係る補助金については、なお従前の例による。

(刈谷市超小型電気自動車購入費補助金交付要綱の廃止)

- 3 刈谷市超小型電気自動車購入費補助金交付要綱(平成26年4月1日施行)は、廃止する。

別表（第2条関係）

電 気 自 動 車	電気を動力源とする自動車（内燃機関を併用するものは除く。）
燃 料 電 池 自 動 車	搭載された燃料電池（水素と、空気中の酸素の化学反応により直接電気を発生させるもの）によって駆動される電動機を原動機とする自動車（内燃機関を併用するものは除く。）
プラグインハイブリッド自動車	搭載された電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機とし、エネルギーの回生機構を有する自動車 で、外部電源からの充電が可能なもの
天 然 ガ ス 自 動 車	可燃性天然ガスを燃料とする内燃機関による自動車 で、自動車検査証に燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの
ハイブリッド自動車	減速の制動エネルギーを回収して蓄電池又は蓄圧器に蓄え、主として発進時及び加速時に内燃機関の補助動力源として用いる自動車
超小型電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による型式認定を取得した第一種原動機付自転車であり、かつ、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による普通自動車に該当するもの